

物価高対応子育て応援手当のご案内

こどもまんなか
こども家庭庁

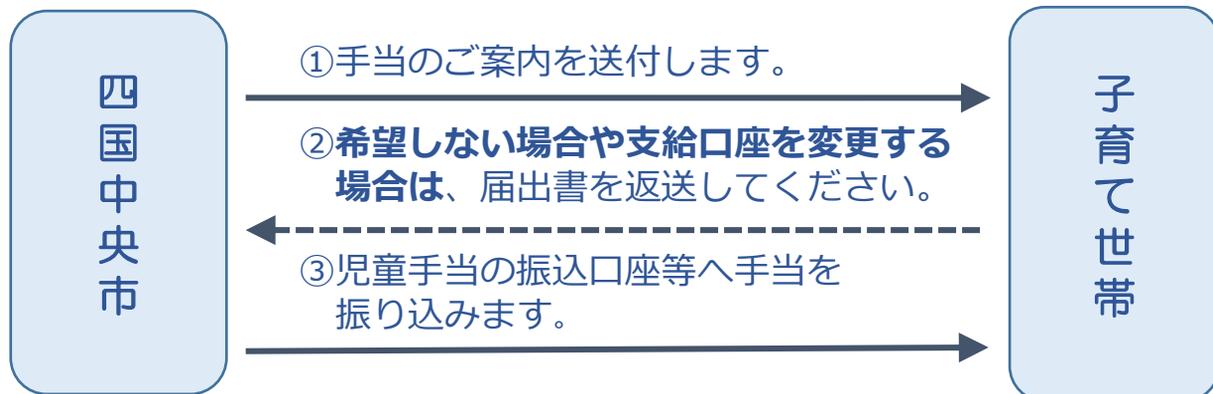
対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

原則、**申請は不要**です。

※申請が必要な方は、裏面「6」をご覧ください。

※支給を希望しない場合や支給口座を変更する場合は、期日までに届出書を提出してください。



1. うちの子は対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- (1) 令和7年9月分（9月に出生した児童は10月分）の児童手当の支給対象児童
- (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記（1）の児童手当受給者、または上記（2）の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、**2万円（1回限り）**です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

お知らせ通知に記載します。初回は2月末を予定しています。

裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？（支給方法）

(1) 児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます（令和7年9月に出生した児童は12月支給時）。

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は手当が支給されませんので、令和8年4月末までに必ずご対応をお願いします。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は、申請が原則必要です。申請書を提出してください。

- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

【公務員の方へ】

公務員の方は、まず所属庁に手続きについてご確認ください。また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします（公金受取口座の登録だけでは今回の手当の申請手続きは完了しませんのでご注意ください。）。

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引っ越し前の市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 避難先の市町村で、児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

【お問い合わせ先】

四国中央市 こども家庭課 子育て支援係

電話：0896-28-6027

【申請窓口】

四国中央市 こども家庭課

川之江福祉窓口・土居福祉窓口



「物価高対応子育て応援手当」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに四国中央市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに四国中央市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。